金属くず商・金属くず行商の皆様へ

金属くず売買等をするときは必ず相手の確認を!

(和歌山県金属くず業条例で「確認行為」は義務づけられています。)



1 確認義務(和歌山県金属くず業条例第11条第1項)

金属くずの売買等をするときは、

運転免許証、国民健康保険被保険者証等

の**提示**を求める等の方法により、

相手方の住所、氏名、職業、年齢

を確認することが義務づけられています。

② 申告義務(和歌山県金属くず業条例第11条第2項)

不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を

警察官に申告

することが義務づけられています。

③ 帳簿等の作成義務 (和歌山県金属くず業条例第12条第1項、同条第2項) 金属くずの売買等をしたときは、帳簿等へ

取引年月日・金属くずの品目・数量・特徴相手方の住所・氏名・職業・年齢確認の方法

について記載し、

3年間営業所へ保存

することが義務づけられています。

【 罰 則 】 (和歌山県金属くず業条例第29条第1号)

違反した場合は3万円以下の罰金に処罰されます!

和歌山県警察本部 生活安全企画課 許可等事務審査室 銃砲·営業等許可係 電話073-423-0110 (内線3053/3054)